

発達に困難を抱える子どもの非行（虞犯・触法・犯罪）の 実態と支援の課題

—少年鑑別所・少年院の職員への全国調査から—

白梅学園大学 内藤 千尋

大阪体育大学 田部 絢子

東京学芸大学 高橋 智

Study on the Situations and Challenges in Supporting Children with Juvenile Delinquents and Developmental Disabilities: Nation-Wide Surveys to Staffs in Juvenile Classification Centers and Juvenile Training Schools

Shiraume Gakuen University, NAITOH, Chihiro

Osaka University of Health and Sport Sciences, TABE, Ayako

Tokyo Gakugei University, TAKAHASHI, Satoru

要約

本研究では、発達障害やそれに類似した発達困難を有し特別な配慮を要する少年の非行（虞犯・触法・犯罪）の実態とそれに対する発達支援の課題を明らかにするために、全国の少年院・少年鑑別所の職員への面接法調査を行った。本調査は法務省矯正局少年矯正課との共同研究のもとに実施した。少年院調査から、発達障害等の診断・判定がついていない場合にも多様な発達の遅れや困難を抱えている事例が少なくないこと、また少年鑑別所調査からは発達障害と非行の関係性として、障害と非行は比較的遠い位置にあり、環境要因・不適切な対応の結果として非行に至る少年が多いことが明らかとなった。再非行防止の観点からも、就労・社会的自立までに、教育機関において教科学習や対人関係・基本的な生活スキル等について身につけていくことが不可欠である。そのため、受入先の確保をはじめ、教育・支援の機会をいかに保障していくかの検討が必要である。また地域貢献や一般相談業務の充実拡大を図り、地域における非行防止のみならず少年鑑別所や少年院を退所後の少年の継続的な支援やサポートネットワークの構築が課題である。

【キー・ワード】 非行, 少年院, 少年鑑別所, 発達障害, 発達支援

Abstract

The purpose of this study was to clarify situations and challenges to support children with juvenile delinquents and developmental disabilities in juvenile training school through nation-wide surveys to staffs in juvenile training school and Juvenile Classification Centers. It was

carried out in joint research with Official in the Ministry of Justice Juvenile Treatment Division Correction Bureau Ministry of Justice. It is essential for children to have basic education, learn interpersonal relationships and basic life skills in school and experiences of collective activities and internship is essential, before employment and social independence. It is an urgent issue, including the securement of the host institutions, on how to guarantee the opportunities of education and support. In addition, future work aims to enhance the expansion of regional contribution and general consultation, ongoing support and delinquency prevention, and is the construction of a support network.

【Key words】 Delinquency , Juvenile Training School , Juvenile Classification Centers , Developmental Disabilities , Developmental Support

はじめに

近年、発達障害と学校不適応やいじめ・被虐待、非行・触法との関係が注目され、児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホームや少年院にも ADHD・アスペルガー症候群などの発達障害等の発達困難を抱える子どもが少なからず入所していることが徐々に明らかとなってきている（内藤ほか：2012・2013a・2013b, 高橋ほか：2012, 教育新聞社：2013, 内外教育編集部：2013）。

少年非行に関わる法務省の動向としては、2014（平成 26）年 6 月の少年院法の全面改正や少年鑑別所法が制定されるなど、少年非行や矯正教育の領域は大きな変革の時期にある。例えば少年鑑別所では、これまで補助業務としていた非行及び犯罪の防止に関する援助（少年鑑別所法第 131 条）が、「法務少年支援センター」の名称のもとに各施設でこれまで以上に組み込みがなされている。また少年院においても出院後の支援が明文化されるなど、少年の非行・再非行防止や学校教育・地域との連携に向けて大きく期待される。

「発達障害やそれに類似した発達困難を有し特別な配慮を要する少年」（以下、発達障害等の発達困難を有する少年）が、二次的障害として非行（虞犯・触法・犯罪）に至らないための適切な支援を考えていくためには、少年鑑別所の鑑別や少年院における発達障害等の発達困難を有する少年の実態と処遇・支援の現状を明らかにすることが不可欠である。その上で彼らへの教育保障や発達支援のあり方に対する具体的な支援策の検討が求められている。

このような現状を踏まえ、本研究では全国の少年院・少年鑑別所の職員への調査を通して、発達障害等の発達困難を有する少年の非行の実態と発達支援の課題を明らかにする。

方 法

調査は法務省矯正局少年矯正課との共同研究のもとに実施した。調査対象は、①全国の少年院職員（法務教官）、②少年鑑別所職員（鑑別技官、観護教官）である。調査内容は表 1 のとおり設定した。調査の方法は、全国 52 施設の少年院、全国 52 施設の少年鑑別所に郵送・電話による調査依頼を行

い、調査協力を得られた 48 施設の少年院と 26 施設の少年鑑別所を訪問し、職員に対する半構造化面接法による聞き取り調査を実施した（回答いただく職員は、「勤務経験が比較的長い職員」という条件のもと、各少年院・少年鑑別所で選出いただいた）。少年院からは 48 施設職員 60 名、少年鑑別所からは 26 施設職員 53 名より回答を得た。

それぞれの調査結果の分析は、半構造化面接法により得られた調査結果を文字化し、それを複数名の研究者で検討を行い、コード化した。その上で、困難の背景にある特性や支援方法の視点でカテゴリー化を行った。少年院や少年鑑別所 1 施設において複数名で回答いただいた場合でも 1 施設としてカウントし、少年院 48 施設、少年鑑別所 26 施設からの回答として計算した。全コード数（のべ施設数）を母数（n 施設）として各質問項目におけるカテゴリーの割合を算出した。

表 1 調査内容

対象		調査内容
少年院	法務教官	「生活面の困難と支援内容」「対人関係の困難と支援内容」「学習指導、職業補導、特別活動、日記指導等の困難と支援内容」「問題群別指導（非行態様別指導等を含む）や被害者の視点を取り入れた教育等を行う上で対応に苦慮した内容と指導の工夫」「関係機関との連携」「出院に向けた指導内容」「出院後に見られる困難とアフターケア」「自立や社会復帰に向けた処遇・支援の課題」
少年鑑別所	鑑別技官	「少年の特性把握の工夫・配慮」「少年の発達上の課題と非行との関係・背景要因」「関係機関への情報伝達」「地域貢献・地域支援、関係機関との連携」「今後の課題」
	観護教官	「少年鑑別所の処遇における困難」「少年の特性把握における留意事項」「障害特性に応じた対応内容や専門性の確保」「今後の課題」

結果

1 少年院調査

調査を実施した少年院 48 施設（入院者全体数は調査日時点で 2,946 名）のうち、30 施設から「ここ数年の間に発達障害の診断のある少年が入院している」と回答された。発達障害の診断あるいは疑いのある少年はいないと明確に答えたのは 1 施設で、残りの施設では発達障害等の診断はなくともグレーゾーンの少年や何らかの配慮を要する少年がいると回答した。

（1）生活・対人・作業面における困難と支援

表 2 に示される困難が回答された。困難の具体的な状況として、言語理解力や語彙力の低さから「指示をうまく理解できない」「言葉で表現することが苦手」が挙げられた。対人面では、少年院入院までの環境による二次的障害として「職員の助言や注意等を差別的・被害的に受けとりやすい」ことも回答された。また、一見「発達障害等の調査該当者ではない」と捉えられがちな少年のなかに、身体の不器用さを有する者が少なくないことが示された。具体的には「手と足をうまく動かせない」「音楽やリズムに合わせて行進等ができない」「洋服がうまく着替えられない」等が回答されている。

感覚情報調整処理障害による困難では「音の過敏」が最も多く回答され、次いで触覚過敏が挙げられた。

支援に関しては「作業等において一つひとつ具体的に話・指示をする」「具体的な語彙・言葉を教える」「ステップに分けての説明, 作業工程の間で受けるチェックの回数を増やす」等が行われていた。視覚的提示による支援では、例えば「生活のしおり」(少年院内の生活の方法などを解説した手引)に写真や絵を多く取り入れる工夫がされていた。

表2 生活・対人・作業面における困難

認知・理解力	126 施設 20.2%	集団との関わり	39 施設 6.3%	自己肯定感の低さ	8 施設 1.3%
不注意・注意転動	60 施設 9.6%	変化への対応	28 施設 4.5%	頼ることができない	8 施設 1.3%
不器用さ	53 施設 8.5%	不安感・不全感	26 施設 4.2%	愛着形成の困難	7 施設 1.1%
衝動性	51 施設 8.2%	物理的距離感	20 施設 3.2%	暴言・暴力	7 施設 1.1%
防衛的反応	45 施設 7.2%	学力	18 施設 2.9%	状況把握	7 施設 1.1%
独特のこだわり・思考	43 施設 6.9%	失敗を繰り返す・進歩しない	17 施設 2.7%	見通しがないと動けない	3 施設 0.5%
感覚情報処理障害(感覚過敏・鈍麻)	43 施設 6.9%	基本的習慣の未形成	9 施設 1.4%	その他	5 施設 1.3%

(2) 問題群別指導・非行態様別指導の困難と工夫

少年院では自身の非行に対する振り返りや指導(問題群別指導・非行態様別指導)を行っている。問題群別(非行態様別)指導や被害者の視点を取り入れた教育においては、認知・理解力の困難さから「相手の気持ちや立場を理解できない、想像できない」が最も多い特徴として回答された。また生育歴のなかで基本的な社会性を身につける機会がなく「非常識なことを当たり前と思っている」ことも回答された。それらに対する支援では「本人の特性・理解力に合わせた方法の工夫」として図・絵で具体的に示す、「時間をかけて話を聞く」「繰り返し指導・話をする」ことのほか、「アンガーマネジメント」講座等の取り組みも行われていた。非行に家族問題が大きく影響している場合も少なくないため、「親子関係の調整」も重要な支援として回答された。

(3) 出院準備期の支援と出院後の困難

出院に向けて「具体的なトラブルの対応方法を伝える」こと、関係機関と連携して「障害者手帳を取得する」「実際の職場の面接につれて行く」ことが回答された。また出院準備寮に移動して、ある程度自主性が保たれた環境での生活を徐々に行う少年院もみられた。出院後の困難では「居場所・環境」16施設 28.1%、次いで「就労・入所の継続」9施設 15.8% (n=57)が挙げられたほか、「少年院での生活・環境と社会とのギャップ」にうまく適応できない少年の姿も回答された。出院後の少年の

様子について「把握できていない」15施設 26.3%（n=57）ことも数多く回答され、出院後の少年の状況に関して保護観察所等からの報告でしか把握ができない実態が示された。

2 少年鑑別所調査

2. 1 少年の特性把握の工夫

鑑別技官は資質の鑑別において、発達検査や心理テスト、知能検査等と面接を通して少年の資質を鑑別していく。少年の特性把握の際の工夫として「検査方法の選択・工夫」35施設 16.5%、「本人への対応の工夫」35施設 16.5%、「技官以外からの連携、情報収集」26施設 12.3%、「外部機関との連携」20施設 9.4%、「専門性の向上」5施設 2.4%が挙げられた（n=212施設）。

具体的には、発達障害等の発達困難の疑いのある少年の面接において「面接やテストの回数・種類を増やす、時間を長くとる」9施設 34.6%等の配慮や時系列に話をすることや話を整理することが苦手な少年の場合には「本人に確認しながら時系列等に整理していく」9施設 34.6%、「図示や筆記を用いて話をする」3施設 11.5%ことが回答されている（n=26施設）。そのほか、外部との連携のなかで発達障害等の発達困難が疑われる場合に「精神科医等にみてもらう」7施設 26.7%ことが挙げられた（n=26施設）。

こうした工夫の背景にみられる困難では「認知・理解力」の категорияが多く回答された。具体的には「言葉で表現することができない」14施設 53.8%、「振り返りをすることが難しい」7施設 26.9%ことが挙げられている（n=26施設）。「集団との関わり」の categoria では「コミュニケーションが難しい」10施設 38.5%、「感覚過敏がある」7施設 26.9%が回答されている。「身体の不器用さ」の categoria では「身体の動きのぎこちなさ」が5施設 19.2%で回答された。

また、観護教官が少年の観察において把握した発達困難では「認知・理解力」「身体の不器用さ」「不注意・注意転動」「集団とのかかわり」「独特のこだわり」「感覚情報調整処理の困難」「衝動性」「愛着形成の困難」「不安感」「防衛的反応」「習慣の未形成」「低学力」「環境による影響」「変化に対応できない」「同じ失敗を繰り返す」などが挙げられた（n=248施設）。

2. 2 少年の発達上の課題と非行との関係・背景要因

少年の発達上の課題と非行との関係や背景要因については「不適切な対応」64施設 49.2%、「周囲・環境による影響」24施設 18.5%、「障害特性による影響・リスク要因」20施設 15.4%、「方法の未形成・未学習」7施設 5.4%、「誤学習」4施設 3.1%、「認知・理解力」2施設 1.5%が挙げられた（n=130施設）。

(1) 不適切な対応

不適切な対応の具体例として「少年鑑別所入所までに診断や社会の中でサポートを受けていない、もしくは気づかれていない」15施設 57.7%ことが挙げられ、その結果として「二次的障害や自己評価の低下から他罰的になる、被害者意識が強い（いじめ、虐待含む）」13施設 50.0%と回答されている。また「発達障害と非行は遠い位置関係にある、様々な要素が複雑に絡んでいる、要因の一つにすぎない」11施設 42.3%と捉える鑑別技官が少なくないことが明らかとなった（表3）。

表3 不適切な対応

カテゴリー	回答内容	該当数 (n=26 施設)	割合 (n=26 施設)
不適切な対応	入所までに診断や社会の中でサポートを受けてきていないもしくは気づかれていない	15	57.7%
	二次的障害や自己評価低下から他罰的になる, 被害感が強い (いじめ, 虐待含む)	13	50.0%
	「発達障害」と「非行」は遠い位置関係にある, 様々な要素が複雑に絡んでいる, 要因の一つにすぎない	11	42.3%
	入所前に診断あるいはクリニックにいった経験がある (サポートが継続していない場合も含む)	9	34.6%
	家庭の問題があり, 疎外感や不全感を持っている。	4	15.4%
	受けとめてもらえない, 不適切な対応を受けてきており, 大人への不信感を募らせている	4	15.4%
	保護者との関係, 過大な期待や不適切な関わり, 関わりの少なさ	4	15.4%
	保護者にも同様の傾向がある, 逆に理解してもらえない	4	15.4%

(2) 周囲・環境による影響

障害特性による影響・リスク要因については、居場所のなさなど「環境的な要因が大きく関わる」12施設 46.2%や、「学校で勉強についていけない等、居場所がなくて不良集団に入る」8施設 30.8%、「周りにつられて非行をしやすい」2施設 7.7%ことが回答された。他方で「障害特性（衝動性、対人関係の困難さ、こだわり）が結果的として非行となった」11施設 42.3%ことも回答されている。

(3) 方法の未習得, 誤学習

本人も「困っている」状況ではあるものの「スキルがないことで状況に対応できていない（対人関係、ストレスへの対応）」5施設 19.2%こと、「人に助けを求められない、相談できない」2施設 7.7%、「誤学習をしてしまう」3施設 11.5%といった悪循環にあることも回答された（n=26施設）。

2.3 関係機関への情報伝達

少年鑑別所では少年の鑑別結果を「鑑別結果通知書」として作成し、家庭裁判所へ提出する。また、少年院送致が決定した場合には、少年院に対して「処遇指針票」を作成する。少年鑑別所での鑑別結果や処遇指針を主とした情報伝達においては「内容・書き方の工夫」61施設 63.5%、「関係機関とのやりとり・伝達」29施設 30.2%が回答された（n=96施設）。「内容・書き方の工夫」では、「誰が読んでもわかるよう」な用語を使用するといった工夫のほか、「少年の困難なところだけでなく、良い部分についても書くようにする」7施設 26.9%ことが回答された。

作成した文書をもとにした関連機関への情報伝達の方法は「事前に電話で少年院に連絡をする、直接伝える」14施設 53.8%ことが約半数の施設で回答された。また障害等の支援が必要な少年のニーズに応じて「家庭裁判所調査官に少年のニーズ、保護者支援、手帳取得等について依頼・伝達する」3施設 11.5%などが回答された（n=26施設）。

2. 4 地域貢献・地域支援

2014年6月に少年鑑別所法が新たに成立し、地域貢献や地域支援、一般相談等の取り組みが本業務として組み込まれることとなった。現在行っている支援・貢献活動は「一般相談」46施設63.9%、「講師等」13施設18.1%、「検討会・協議会への参加」5施設6.9%が挙げられた（n=72施設）。

（1）一般相談

一般相談では、必ずしも非行傾向の少年ではなく、発達障害等の発達困難を有する少年の保護者からの相談依頼で、少年の発達検査等を実施することも少なくない。具体的には「小・中学校で気になる児童生徒についての学校や保護者からの発達検査依頼や相談（特別支援学級・特別支援学校含む）」21施設80.8%が行われている。また「非社会的少年への支援・発達検査の実施」が3施設11.5%で回答された。該当数は多くないが、「LD親の会との連携、発達検査の実施や指針の作成」1施設3.8%や「当事者からの一般相談をうける」1施設3.8%ことも挙げられた（n=26施設）。

（2）講師等・検討会・協議会への参加

地域貢献として「小中学校教職員研修・会議へ講師として出向く」が11施設42.3%で挙げられ、「保護司の研修会へ講師として出向く」ことも1施設3.8%から回答された（n=26施設）。また「学校生徒指導協議会の集まりに参加」3施設11.5%、「発達障害支援センター等のケース検討会や協議会への参加」2施設7.7%が行われていた（n=26施設）。そのほか日常的な地域連携や非行防止の取り組みに関する地域との調整を担う「地域非行防止調整官」の配置も挙げられている（1施設3.8%）。

2. 5 関係機関との連携

関係機関との連携では、連携先として「保護観察所・更生保護・少年院」「児童自立支援施設」「児童相談所」「学校・教育委員会」「支援センター等」「医療機関」「警察、検察」が回答された（n=96施設）。具体的には「保護観察所からの依頼鑑別」11施設42.3%、「少年院からの依頼で再鑑別」8施設30.8%により情報伝達が行われていた。

児童自立支援施設との連携では「児童自立支援施設入所少年の面会・テスト実施、情報伝達」13施設50.0%が多いが、一方で「児童自立支援施設との研究会や事例検討を今後行う予定」6施設23.1%であり、児童自立支援施設との連携が必ずしも十分になされていない状況が明らかとなった（n=26施設）。児童相談所との連携は5施設19.2%から回答され、「今後連携を強化していきたい」3施設11.5%という回答もあった。学校関係では「地域の小・中学校、高等支援学校等」との連携が4施設15.4%から回答され、教育委員会との連携は1施設3.8%であった。「青少年センターやひきこもり支援センター等」との連携3施設11.5%が回答されたほか、「発達障害支援センターへの情報提供、関係づくり」3施設11.5%による連携が行われていた。医療機関とは「外部受診」3施設11.5%による連携が挙げられた（n=26施設）。

2. 6 今後の課題

発達障害等の発達困難を有する非行少年の支援に関する少年鑑別所の今後の課題として、鑑別技官からは「サポートネットワークの構築」26施設29.5%、「職員体制、質の向上」21施設23.9%、「継

続支援」18施設 20.5%、「地域貢献」10施設 11.4%、「移行支援」9施設 10.2%、「入所中の対応」3施設 3.4%が挙げられた (n=88施設)。

移行支援に関しては、「支援センター等への移行支援・出口支援」4施設 15.4%が回答され、少年鑑別所で集められた情報について、個人情報保護を念頭に置きながら「次の機関・施設に情報を正しく伝えていく」3施設 11.5%ことが課題として挙げられた (n=26施設)。また、少年鑑別所を出所後の継続支援として「保護観察中の少年に対する再鑑別や支援」8施設 30.8%や「少年院に措置された後の再鑑別・継続支援」6施設 23.1%が回答された (n=26施設)。一般相談の枠を活用することで継続的に支援していく事が方法も含め「出た後の相談窓口が必要」(3施設 11.5%)であり、継続支援の方法の検討が課題とされた。

考 察

1 全国児童自立支援施設職員調査・全国自立援助ホーム職員調査結果との比較

今回の少年院における発達障害等の発達困難を有する少年の調査結果と、これまでに筆者らが行ってきた全国児童自立支援施設、児童自立支援施設併設の分校・分教室、自立援助ホームにおける発達障害等の発達困難を有する子ども・青年の調査結果を比較すると、少年院では「言葉で説明することの難しさ」「急な予定の変更に対応できない」ことなどが多く回答されている(図1)。また、少年院調査では「防衛的反応」の回答なかで「被害的・差別的に受け取りやすい」ことが自立援助ホームの調査結果と同様に約45%で回答されたが、これは年齢を経るごとに積み重なった二次的障害の結果と考えられる。

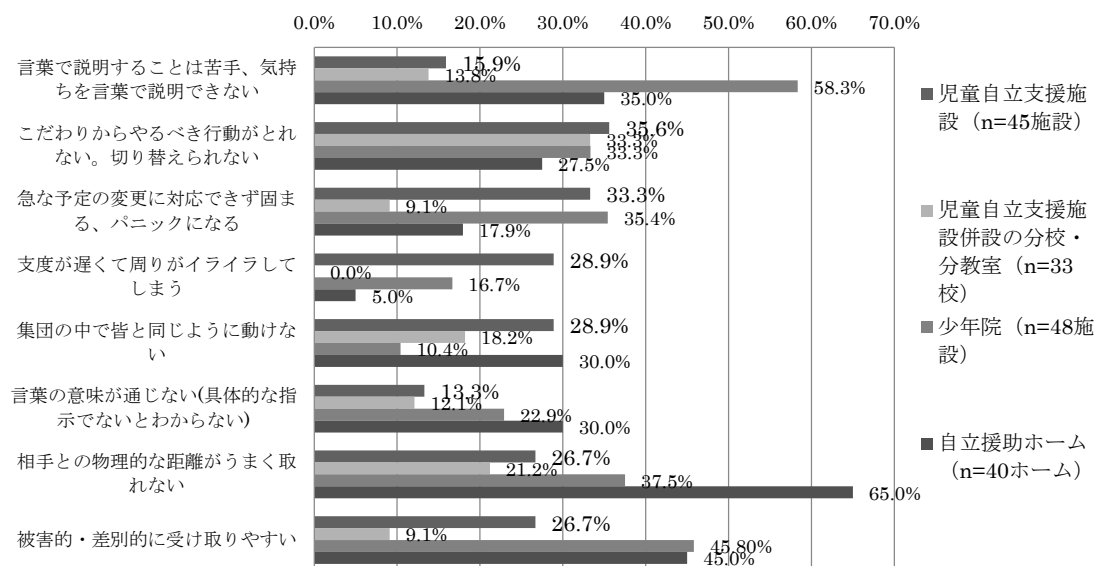


図1 施設における比較(生活-対人-作業等)

2 全国少年院職員調査結果と全国少年鑑別所職員調査結果の比較

本研究の全国少年院職員調査結果と全国少年鑑別所職員調査結果のうち、所内処遇に見られる少年の困難の状況について比較を行った。少年院法務教官，少年鑑別所観護教官，少年鑑別所鑑別技官の三者においていずれも「認知・理解力」による困難がもっとも多く挙げられた。

一方、「身体的な不器用」では鑑別技官と観護教官の間で差が見られた。全国少年院調査では、一見コミュニケーションやこだわり等の行動に困難が見られない少年のなかに、実は身体症状や身体的不器用さを抱えている少年が少なくないことが明らかとなっている（内藤・高橋・法務省矯正局少年矯正課：2015）。少年鑑別所や少年院入院までの環境において自分の困っていることを周囲に「聴いてもらう」経験をしていない少年も含め、うまく説明することが苦手な少年は少なくない。そのため、本人が比較的話しやすい自分の身体面の状況・状態（感覚過敏，身体症状，身体の動きにくさ等）から丁寧に聴いていくことで、その少年の抱える不安・緊張・ストレスや環境の把握に繋がれると考えられる。

鑑別結果通知書やその後の機関への情報伝達においては、生活・行動面におけるいわゆる「障害特性」のみならず、身体症状・身体的不器用さ等にも注目した処遇や対応方法を検討することが不可欠である。最近では審判の結果，保護観察処分となった少年に対しても少年鑑別所において処遇指針作成の試みがなされている（服部：2015）。処遇指針が次の機関での処遇・支援に大きく関わるため，作成において少年の身体感覚・身体運動等の視点を取り入れることが重要である。

3 少年の抱える困難と少年鑑別所における支援

障害特性と非行・犯罪の関係性については、これまで各種の先行研究が取り組まれている。例えば、藤川（2009）は広汎性発達障害（PDD）が診断された32の事例から5つの非行類型に分類している。その5つの類型は、①不適切な手本をそのまま模倣しようとして法に触れてしまった「対人接近型」、②本やテレビで見たことを理科実験のように試そうとして法に触れた「実験型」、③常同性が崩されてしまうことから起きる「パニック型」、④異様な執念深さから起こる「清算型」、⑤PDDの特性がそのまま非行を特徴づける「本来型」である。

十一（2012）は「不適切な対人接近型」「理科実験型」「性的関心型」「その他（マニア型，フェティシズム型）」を挙げており，非行内容を躊躇なく話す点や性的関心が局限していること，非行対象の選択性が乏しい点なども発達障害のある非行少年の特徴として挙げている。非行内容の悪質さと対照的に精神的発達は未熟な印象が見られることや自己準拠性検査では自己意識の低下を表す結果が得られたことも報告している。

非行のリスク要因として渡部（2006）や小栗（2010）は，セルフコントロールの弱さや衝動性と多動性，低学力，読み書き能力の弱さに加え，しつけ不足や学校不適應等を挙げており，長尾（2012）は知能の低さ，社会的孤立傾向や依存性を挙げている。

しかし、非行少年に限らず，とくに思春期以降は複雑な対人関係の中で様々な混乱状態になりやすいことが予想される。思春期に重大な非行に及ぶ子どもたちの多くが「発達障害傾向×被虐待（被害

体験)」という特徴を持つという望月（2013）の指摘、「虐待の既往は 64 名中 32 名、学校でのいじめは 23 名」が体験している塩川（2009）の指摘のように、ストレス耐性の問題、不快なことを忘却できないこととの関連で、情報処理能力を超えると特異な行動に走りやすくなる。あるいは不満や敵意等のマイナス感情が生じて適切に表出できないまま蓄積され、一気に爆発的な攻撃行動として発現している可能性もある（近藤：2009）。再犯のリスク因子として「衝動性や攻撃性、問題解決能力、生活能力や雇用」が関係していることも明らかとなってきた（渡部：2006）。

本調査においては、衝動性やこだわり等の障害特性が非行に繋がるケースも回答されたが、「純粋な発達障害という少年は逆に見たことが少ない」等の発言も含め、「発達障害と非行は遠い位置にある」ことが複数の施設から回答された。榎屋（2015）は、非行少年には自分自身や他者・社会に対する強烈な不信があり、その結果として、複雑な人間関係が構築できないことを指摘している。

そのため、佐々木（2011）の指摘のように、非行・再非行の予防においては「目の前のことをどうするか」だけではなく、長い発達のスパンでみること、成長できるような環境を保障することで結果として非行を抑制する力を育成するという教育的視点が不可欠である。自立に向けて、「周囲に SOS を発信できる力」「人に助けを求める力」や基本的な生活習慣の形成のための発達支援を少年鑑別所においても十分に保障していくことが課題である。

4 非行・再非行防止と地域貢献・支援

少年鑑別所法の制定により地域貢献が少年鑑別所業務の一つとなったが、今後、とくに少年鑑別所における一般相談の充実が求められている。すでに 2010（平成 22）年施行の「子ども・若者育成支援推進法」により、少年鑑別所とひきこもり・非行等の問題に関わっている NPO 等の関係機関との連携、児童相談所・児童自立支援施設等とともに少年の処遇検討会に参加し、処遇方針作成・再鑑別などによる処遇効果の検証を行うなどの積極的関与がされ始めている（松田・相野・高尾：2014）。

少年鑑別所入所少年への「LD/ADHD アンケート」を実施した結果、7 割の少年が自分自身で何らかの軽度の発達障害の兆候をしめしていたと受け止めていること、保護者へのアンケートからは 5 割強の保護者が自分の子どもが LD・ADHD 等の兆候を有していたと捉えている（浜名・歸山・伊藤・土中：2007）。発達障害等の発達困難を有する少年が非行・犯罪に至らないためには、早期の障害発見や介入により学校教育や地域、家庭が連携して支援にあたる必要がある。

さて、学校教育の状況として、例えば生徒指導の特別指導や中退者の多い高校では、教師の多くが生徒の「問題行動」の背景となる多様な発達困難や家庭状況の困難等を把握できていないこと（竹本・田部・高橋：2011・2012、竹本・安田・高橋：2014）、知的障害特別支援学校高等部ではいじめ・暴言・暴力・集団に参加できない・不登校・非行などの不適応問題が顕在化し、生徒のなかには優しい言葉をかけられると引きずられて喫煙・徘徊・万引き等に陥ってしまうことが報告されている（池田・高橋：2014）。彼らには安心・安全な環境のもとで発達支援を行うことが不可欠であり、そのためには学校と少年鑑別所等が連携を図り、適切に介入していくことが求められている。

その際に、2014 年より東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に配置された地域非行防止調整官の果たす役割は大きいといえる。地域非行防止調整官の主な業務は、地域社会における非行及び犯罪防止

に向けた活動、少年院在院者等の円滑な社会復帰に向けた活動である。例えば、近隣の学校側の「今現在問題を抱えている児童への有効な働き掛けの方針を迅速に得たい」というニーズに応じて、職員が学校に出張して対象児童へ個別式知能検査を実施する。限られた時間と情報の中で、必要なアセスメントを実施して指針を提示するという鑑別技官の「強み」を発揮し、また出張により学校での対象児童の実際の様子を観察したり、検査実施前後での教員とのカンファレンスが実施されている（山口：2015）。

今後の少年鑑別所の地域貢献では、法務少年支援センターにおける検査等の対応に限らず、学校や施設等に少年鑑別所職員が出向いていくことも求められる。少年鑑別所による障害者入所施設への継続的な処遇支援の試みでは、施設職員に対して事例の分析や指導方法の提案が行われている（高尾・松田・相野：2013）。その際には鑑別技官による心理検査等だけでなく、観護教官の参加による対象少年への丁寧な行動観察も活かした支援の構築が望ましいため、地域非行防止調整官の配置を拡大していくことが課題である。少年鑑別所や少年院の出所後の継続支援の方法には、一般相談を活用する等の今後の業務の検討が必要である。少年鑑別所から少年院に送致されるのは3割弱でしかない状況をふまえ、少年鑑別所の地域発達支援・継続支援の役割の検討が求められている。

おわりに

本研究では、少年鑑別所・少年院における発達障害やそれに類似した発達困難を有し特別な配慮を要する少年が抱える困難の実態と支援の課題を、全国の少年鑑別所・少年院の職員への調査を通して明らかにしてきた。少年院において発達障害等の診断・判定がついていない場合にも、多様な発達の遅れや困難を抱えている事例が少なくないことが明らかとなった。まずはこうした少年に対して、「処遇困難なタイプ」ではなく「発達に遅れや困難を有しており、適切な処遇を受けられずに困っている少年」として捉えることが何より重要である。

少年鑑別所調査からは発達障害と非行の関係性として、障害と非行は比較的遠い位置にあり、環境要因・不適切な対応の結果として非行に至る少年が少なくないことが明らかとなった。発達障害等の発達困難を有する少年は、時間はかかっても適切な発達支援を通して大きく成長・発達する。少年院に入院する少年の多くは深刻な養護問題・生活環境のなかで生きてきたため、発達に各種の困難を抱えている場合が少なくないが、それゆえに長期の丁寧な「学び」の機会を提供し、発達を保障することで「生きる力」をつけていく支援が何よりも大切である。

とくに就労・社会的自立までに、教育機関において教科学習や対人関係、基本的な生活スキル等を多様な集団活動やインターンシップを通して身につけていくことが不可欠である。そのためには前述したように、少年院の出院後の進路として、高校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程等の後期中等教育あるいは継続教育・職業教育・高等教育（専修学校専門課程、職業訓練校、職業能力開発校、短大・大学）への進学が望まれるが、受入先の確保を始め、教育・支援の機会の保障が重要な課題である。

また、少年鑑別所法の成立に伴い本業務化された地域貢献や一般相談業務は、非行に限らず発達上

の困難を抱える少年へのアセスメント実施や対応方法に関する助言等が行われ始めている。今後はその業務の充実拡大を図り、地域における非行の予防的対応のみならず少年鑑別所・少年院を出所後の非行少年への継続的な支援やサポートネットワークの構築が喫緊の課題である。

附 記

本研究は法務省矯正局少年矯正課との共同研究の成果の一部である。本研究に際しては全国48カ所の少年院を訪問し、60名の方々から面接法調査にご協力いただいた。また全国26カ所の少年鑑別所を訪問し、53名の職員の方々から面接法調査にご協力いただいた。勤務ご多忙の中、長時間にわたり調査にご協力いただいた皆様に記して深く感謝申し上げます。

引用文献

- 藤川洋子（2009）発達障害と少年非行、『障害者問題研究』37（1）。
- 服部麻理（2015）地域非行防止調整官の取組、『刑政』126（4）。
- 浜名静香・歸山浩二・伊藤隆宏・土中幸宏（2007）軽度発達障害の兆候を有する非行少年の鑑別の在り方について—少年院との情報連携を含めた鑑別システムの構築について—、『矯正教育研究』50。
- 法務省（2014）『犯罪白書平成26年版』。
- 池田敦子・高橋智（2014）障害・特別ニーズを有する子どもの「生活と発達の困難」と特別支援教育コーディネーターの役割—知的障害特別支援学校高等部における支援事例調査から—、『SNE ジャーナル』20（1）。
- 近藤日出夫（2009）男子少年による殺人—殺人少年73人の類型化の試み—、『犯罪社会学研究』34。
- 松田盛雄・相野信次・高尾貞治（2014）一般相談を活用した知的障害児施設に対する継続的処遇支援の試み、『矯正教育研究』59。
- 梶屋二郎（2015）非行臨床と発達精神病理学、『こころの科学』181。
- 望月直人（2013）発達障害×虐待の非行—児童自立支援施設における全児童調査から—、『そだちの科学』20。
- 長尾圭造（2012）発達障害における反社会的行動の予防、『発達障害研究』34（2）。
- 内藤千尋・田部絢子・横谷裕輔・高橋智（2012）児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設併設の分校・分教室の教師調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』63。
- 内藤千尋・田部絢子・高橋智（2013a）児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設職員および施設内分校・分教室教師の調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』64。
- 内藤千尋・田部絢子・高橋智（2013b）自立に困難を抱える発達障害青年の実態と支援の課題—全国自立援助ホーム職員調査を通して—、『SNE ジャーナル』19（1）。

- 内藤千尋・高橋智・法務省矯正局少年矯正課（2015）少年院における発達障害等の特別な配慮を要する少年の実態と支援に関する調査研究—全国少年院職員調査を通して—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』66。
- 日本教育新聞社（2014）少年院対象に配慮必要な実態と支援を共同研究—高橋・東京学芸大教授ら—、『日本教育新聞』2014年8月4日。
- 小栗正幸（2010）非行と発達障害の関係—事例研究を通じて—、浜井浩一・村井敏邦著『発達障害と司法—非行少年の処遇を中心に（龍谷大学矯正・保護研究センター叢書第11巻）』。
- 佐々木光郎（2011）『非行の予防学—思春期の問題行動から見た幼児期の大切さ—』三学出版。
- 塩川宏郷（2009）少年鑑別所に入所した広汎性発達障害の傾向を有する少年の検討、『小児の精神と神経』53。
- 多田一・東山哲也・藤野京子（2009）少年鑑別所における育成的処遇に関する調査研究、『中央研究所紀要』19。
- 高橋智（2014）矯正教育と特別支援教育の連携・協働の課題—全国少年院発達障害調査（法務省矯正局少年矯正課との共同研究）を通して—、『矯正教育研究』59，日本矯正教育学会。
- 高橋智（2015）矯正教育と特別支援教育の連携の課題—全国の少年院における発達障害等の特別な配慮を要する少年の調査から—，日本矯正教育学会編『日本矯正教育学会50周年記念誌』。
- 高橋智・内藤千尋・田部絢子（2012）児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設職員調査から—、『SNEジャーナル』18（1）。
- 竹本弥生・田部絢子・高橋智（2011）高校における特別支援教育実践の困難と課題、『月刊高校教育』44（13）。
- 竹本弥生・田部絢子・高橋智（2012）発達に困難を抱える高校生が求める「自立・就労・社会参加」の支援—公立高校と特別支援学校高等部分教室に在籍する生徒への調査から—、『発達』129。
- 竹本弥生・安田佳世・高橋智（2014）「課題校」と称される公立高校における配慮を要する生徒の発達支援と「特親クラス」の実践—すべての生徒の学びと中退ゼロをめざして—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』65。
- 高尾貞治・松田盛雄・相野伸次（2013）一般相談を活用した知的障害者施設に対する継続的処遇支援の試み、『日本矯正教育学会第49回大会論文集』。
- 十一元三（2012）少年・成人の司法事例と広汎性発達障害、『発達障害研究』34（2）。
- 渡部淳（2006）発達障害の視点を取り入れた矯正教育—宇治少年院における処遇実践報告—、『更生保護』57（3）。
- 山口雅俊（2015）新しい少年鑑別所を形作る—地域援助活動の現状と展望—、『刑政』126（4）。

